

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします



を避けて 外出しましょう!



**①換気の悪い
密閉空間**



**②多数が集まる
密集場所**

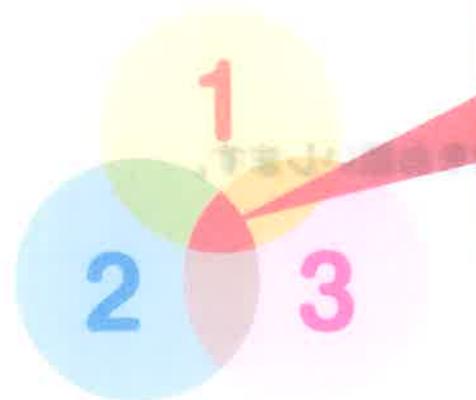


**③間近で会話や
発声をする
密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止すること**が重要です。

イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省

厚労省 コロナ

検索



令和2年3月

観光客の皆様へ

～新型コロナウィルス感染症～ ～拡大防止にご協力を～

竹富町の島を訪れる皆様

全国的に拡大傾向にある「新型コロナウィルス感染症」の予防のために皆様一人ひとり最低限のマナーをお願いします。

- 手洗い
- 咳エチケット(咳やくしゃみをする際にはマスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

※竹富町の医療体制は、各島々に医師1名、看護師1名で医療行為を行っています。

島の医療には限度がありますので、ご協力をお願いします。

竹富町役場

石垣港ユーチューブナターミナル内にて、観光客向けへのチラシ配布

配布時間：午前7:45～午前8:45(1時間)

全課で対応（曜日で各課職員割り当て）

4月1日(水)	6名	200枚
4月2日(木)	4名	100枚
4月3日(金)	4名	80枚
4月4日(土)	4名	138枚
4月5日(日)	4名	120枚
4月6日(月)	4名	80枚
4月7日(火)	4名	50枚
4月8日(水)	4名	70枚
4月9日(木)	名	枚
		合計838枚

4月10日(金)まで実施予定

※4月に入り入域客は減少傾向にある

令和2年度 第1回 竹富町航路事業連絡調整会議

会 次 第

日時:令和2年4月2日(木)

場所:竹富町役場仮庁舎ホール

1 開会

- (1)会長挨拶…竹富町副町長 前鹿川 健一

2 議題

- (1)「新型コロナウイルス感染症」対策について

3 その他

4 閉会

配布資料

*参加者名簿

*資料1

竹富町航路事業連絡調整会議 参加者名簿

[委員等]

4 / 2 (木) 竹富町航路事業連絡調整会議

	所属	役職	氏名
1	竹富町副町長	副町長	前鹿川 健一
2	竹富町政策調整監	政策調整監	大浜 知司
3	竹富町政策推進課	課長	小濱 啓由
4	八重山観光フェリー株式会社	常務取締役	黒島 一博
5	有限会社安栄観光	執行役員 統括部長	平安名 浩文
6	石垣島ドリーム観光株式会社	専務取締役	島仲 亂
7	有限会社船浮海運	代表取締役	池田 卓

[オブザーバー]

	所属	役職	氏名
1	竹富町防災危機管理課	課長	通事 太一郎
2	竹富町健康づくり課	課長	上野 エミ
3	竹富町総務課	課長補佐	嵩原 智昭

[事務局]

	所属	役職	氏名
1	竹富町政策推進課	係長	横目 欣弥
2	竹富町政策推進課	主事	中井 カンナ

竹政第28-4号
令和2年4月2日

航路会社 各位

竹富町長 西大舛 高旬

新型コロナウイルス感染症への対応について（要請）

謹啓 平素から竹富町の行政運営に対して御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げます。

現在、国内外において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症については、八重山圏域における発症者は確認されていないものの沖縄本島では感染者が発生するなど、今後、八重山圏域においても入域者によって発症者が発生する可能性が危惧されており、予断を許さない状況であります。

また、竹富町では診療体制が限られており、町内で感染症が流行した場合には、十分な医療提供が期待できず搬送体制にも限界があることから甚大な被害をもたらす可能性があります。

つきましては、事態が収束するまでの間石垣島から竹富町各島に行き交う船舶の就航の一部停止を要請いたします。

なお、船員の体調管理や船内客席の消毒など感染症の予防については、引き続きその旨対策を講じていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

謹白

【重 要】

『コロナウイルス感染症』に関連した

○○診療所*○○公民館*竹富町役場からの島民の方へお願ひです。

○○診療所は、医師1名、看護師1名、医療事務1名と限られた体制で運用されており、これら医療従事者を感染から守るためだけでなく、診療所の安全も保障し、住民が一体となって島を新型コロナウイルス感染から守っていかなければなりません。そのため、以下の2点を島全体の目標として掲げることが求められます。

◇できる限り島にウイルスを持ち込まないこと

◇島で感染症が発生したときは拡大させないこと

コロナウイルス感染症は観光の盛んな本町では他人事ではありません。

島民の皆様一人ひとりの行動や判断が島への感染防止に重要となることをご理解の上、判断や行動をお願いします。

以下のことを島民の皆様へお願ひします。

□診療所に軽度の風邪症状で受診せず自宅で療養をお願いします。

風邪症状がある場合やその他、診療所受診を希望する方は、まずは診療所に電話連絡をお願いします。

また、コロナウイルス感染症に関しての問い合わせは八重山保健所も対応しております。(相談窓口コールセンター：沖縄県 098-866-2129)

(感染が疑われる方：八重山保健所 0980-82-4891)

□診療所では当面の間は電話診療をお願いする場合もあります。

慢性疾患で通院中の方で、診療所にて必要と判断した場合には電話診療となる場合がございます。診療にご協力ください。

□観光客の方は風邪症状に関わらず軽症と判断した場合には宿泊先での療養をお願いします。

観光客は他県から来島しており、「風邪症状等がない」無症候性の感染者の可能性もあります。けがなどで受診する際も診療スタッフに感染するリスクを考慮し、観光客に説明して頂ければ幸いです。その上で受診希望がある方は診療所に電話で問診後、受診の判断をいたします。

□県外から帰島された方へのお願いです。

観光客より島民と接することが多く、高い感染拡大のリスクがあります。1日2回の検温の実施（帰島後2週間）と症状の変化を随時確認し、37.5度以上や感冒症状（味覚・臭覚異常等を含む）がある方は八重山保健所（0980-82-4891）へ連絡をお願いします。

診療スタッフでの感染者が出るのみならず、感染者が診療所を受診した場合は、2週間の業務停止となり、緊急対応も出来なくなる場合があります。苦渋の対応に皆様のご理解とご協力を願います。

※今後各対応も変わってくる可能性もあります。情報に留意して慎重な行動をお願いします。

事務連絡
令和2年4月6日

保護者 各位

竹富町長 西大舛 高旬
(公印省略)

新型コロナウィルス感染症に対する対応について

現在、国内外において猛威を振るう新型コロナウィルス感染症については、八重山圏域における発症者は確認されていないものの、今後、八重山圏域においても発症者が発生する可能性が危惧されており、予断を許さない状況であります。

つきましては、下記の対応を行いますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭においても手洗い・消毒の徹底をして下さい。
2. 園児、保護者は毎朝検温の実施を徹底して下さい。(今まで同様、引き続き登所時の検温にご協力お願いします。)
3. 37.5℃以上の発熱がある場合は、解熱後24時間まで家庭保育をお願いします。
4. 園児及びその家族が出張または旅行などで郡外に出た場合、帰島後2週間は家庭保育をお願いします。
5. 小中学校の休校等に伴い、保護者がお休みする場合においては、あわせて可能な範囲での家庭保育へのご協力をお願いいたします。

※ゴールデンウィーク期間中における八重山郡外への不要不急の渡航もできるだけ自粛するよう併せてお願いします。

竹富町 福祉支援課
子育て支援係
TEL: 0980-83-7415

竹福第一号
令和2年4月6日

竹富町社会福祉協議会
事務局長 東迎 正則 殿

竹富町長 西大舛 高旬

新型コロナウイルス感染症に関する予防措置について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より本町の福祉行政に対し格別なるご理解、ご協力を賜り心より感謝申
し上げます。

現在、国内外において新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告され
ており、県内でも感染者が増加しています。八重山管内では感染者は発生して
おりませんが、予断を許さない状況であります。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防措置といたしまして、多くの地
域の方、地域の高齢者が集まる、ふれあいサロン及び一般介護予防事業（びん
びん体操・いきいき百歳体操）を当面の間、6月末頃までの目安で自粛させて
頂きます。

なお、引き続き手洗い・咳エチケットの徹底をするなど、八重山圏域における
感染予防に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

竹富町福祉支援課
仲盛 大介
TEL : 0980-83-7415
FAX : 0980-82-3745

事務連絡
令和2年4月 7日

各施設・事業所 御中

竹富町福祉支援課
課長 新 さとみ
(公印省略)

新型コロナウイルスについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
新型コロナウイルスについての周知依頼が、厚生労働省ほかからありましたので
通知いたします。

記

●厚生労働省より

- 別紙 福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る）において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について
- 別紙 福祉施設等（通所・短期入所等）において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

●八重山保健所

- 資料① 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
(石垣市、竹富町、与那国町にお住まいの方またはご滞在中の方)
- 竹富町役場 防災危機管理課

- 【消防団用】新型コロナウイルス感染症疑い患者の移送方法について

以上

竹富町福祉支援課
〒907-8503
石垣市美崎町 11 番地 1
福祉支援課福祉係（担当：通事）
電話：83-7415（内線172）
FAX：82-3745

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{※1}で清

¹ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
 - ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。
 - ・ おむつは感染性廃棄物として処理を行う。
- ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、

拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があつた者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・ 施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

○印

社会福祉施設等（通所・短期入所等）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。）の利用者等（当該施設等の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{※2}で清拭後、湿式清掃し、乾燥させ

² 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

る。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

3. 訪問介護事業所等における対応

① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。

③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(サービス提供にあたっての留意点)

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ 濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

(i) 食事の介助等

- ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液³で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有

³ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。

(参考)

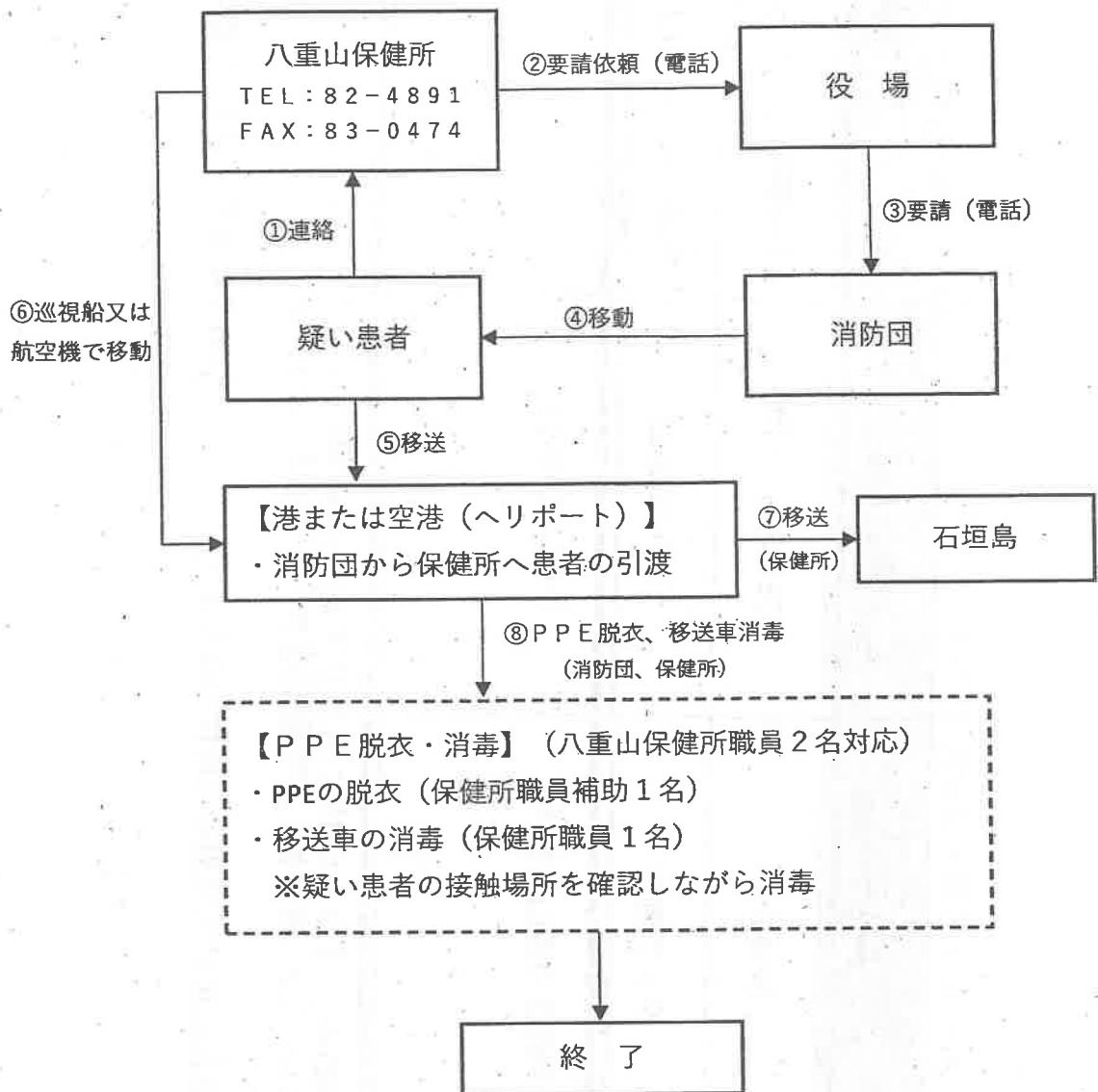
「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)
88ページ抜粋

対象物による消毒方法

対象	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none">・エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） 　　ワイピング法（拭き取り法）・スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）
嘔吐物、排泄物	・嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none">・熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間）。・洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）。
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none">・熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	<ul style="list-style-type: none">・自動食器洗浄器（80℃10分間）・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	<ul style="list-style-type: none">・洗剤で十分洗い、熱水消毒する。・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する。
ドアノブ、便座	・消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	・手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。
カーテン	<ul style="list-style-type: none">・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。・体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。

【消防団用】新型コロナウイルス感染症疑い患者の移送方法について

<疑い患者のいる場所～港・空港（ヘリポート）まで>



終了

連絡業務手順

- ① 疑い患者等が八重山保健所へ連絡
- ② 八重山保健所が新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、役場へ消防団の移送要請を依頼 ※PPEの着衣を併せて依頼
- ③ 役場は消防団へ要請
- ④ 要請を受けた消防団は、PPEを着衣後、患者のいる場所へ移動
- ⑤ 消防団は患者のいる場所から港または空港（ヘリポート）へ患者を移送
- ⑥ 八重山保健所職員は第十一管区海上保安部所有の巡回艇または航空機で疑い患者がいる離島へ移動
- ⑦ 消防団は疑い患者を八重山保健所職員へ引渡。その後、八重山保健所職員は疑い患者を第十一管区海上保安部所有の巡回艇または航空機に乗せ、石垣島へ移送
- ⑧ 消防団は、八重山保健所職員とPPEの脱衣と移送車の消毒を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 (石垣市、竹富町、与那国町にお住まいの方またはご滞在中の方)

※令和2年3月12日時点

一般的な質問等については、【A】の枠にあります窓口へお問い合わせください。

相談内容	相談先	電話番号	受付時間
【A】 相談窓口 コールセンター 一般的な問合せ	沖縄県	098-866-2129	24時間対応（土日祝も実施）
	厚生労働省	0120-565653	9:00~21:00（土日祝も実施）
【B】 帰国者・接触者相談センター 感染者が疑われる方に関する相談	沖縄県八重山保健所	0980-82-4891	

新型コロナウイルス懸念症の症状がある方のみ、「強いたるさ(倦怠感)と呼吸器症状(呼吸困難)がある」症状例「37.5度の熱が4日以上続く」遠慮なください。
※今後状況に応じて変更の可能性もあります。 令和2年3月12日 八重山保健所 作成

事務連絡
令和2年4月6日

竹富町立幼稚園長 様
竹富町立小・中学校長 様

竹富町教育委員会
教育長 仲田 森和
(公印省略)

【第2報】新型コロナウィルス感染症に対する対応について（依頼）

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、これまで八重山郡内での感染者が発生していない状況に鑑み、新学期を予定通り開始する旨の方針を示していましたが、県内感染者及び感染経路不明の感染者の増加という事態の深刻さを受け、下記のとおり新学期の開始を延期することにいたしました。
つきましては、各園、各小・中学校での対応方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 令和2年4月7日（火）から4月20日（月）までの期間を臨時休園・休校とする。
(臨時休園・休校の期間は、状況によっては更に延びる可能性もある)
- 2 休園・休校に伴い、令和2年度始業式及び入園式・入学式を延期とする。
※ 始業式は令和2年4月21日（火）、入学式は4月21日（火）又は22日（水）
入園式は令和2年4月23日（木）
- 3 延期理由
 - (1) 沖縄本島で感染経路不明の感染者が確認されたこと。また、確認された感染者が公共交通機関を利用していたこと。
 - (2) 春休み期間に沖縄本島や県外へ渡航した幼児・児童・生徒や保護者、教職員に感染の恐れがあること。
 - (3) 郡外からの旅行者に発症はしていない感染者がいる恐れがあること。
 - (4) 八重山郡内には、感染者を隔離する病床が3床しかないこと（八重山病院）。
- 4 臨時休園・休校中の対応
 - (1) 幼児・児童・生徒、教職員は不要不急の外出を控えること。
 - (2) 部活動及びスポーツ少年団等の活動は行わないこと。
 - (3) 発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状がみられたら自宅で休養すること。
また、次の症状が見られた場合は①、②を目安に、八重山保健所（82-4891）に相談すること。

※新型コロナウィルスに対する一般的な問い合わせは、県の相談コールセンター（098-866-2129）で回答しています。

- ①風邪の症状や37.5°Cを越える発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚等に何らかの異変がある。
(基礎疾患がある場合は、上記状態が2日以上続く場合)

5 4月6日(月)以前から郡外へ渡航した職員の対応について

- (1) 郡内に帰島後、2週間の自宅待機とする(出勤しない)。
- (2) 同居する家族が郡外へ渡航した場合も同様の対応とする。
- (3) 管理職は健康観察対象者として1日4回以上の体温チェックを必ず行うこととし、発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状が見られたら、自宅で休養すること。

※自宅待機期間(2週間)の1日目は、郡内に帰島した日とします。

例：3月30日に郡内に帰島 ⇒ 3月30日を1日目として、2週間(14日間)の自宅待機 ※4月13日から出勤可能

【本件担当】

竹富町教育委員会 教育課長 大浜 譲

TEL: 87-6256 FAX: 82-0643

e-mail: y—oohama@town.taketomi.okinawa.jp

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

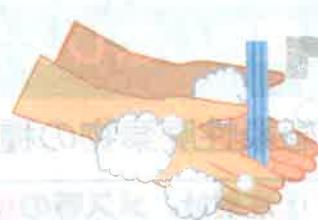
①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばつて封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹼を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なものの	②血液等の 液状または泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫な プラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
例：プラスチック製容器		例：プラ袋（二重使用）

※ ①～③と一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(PDF)

Prevention Measures against Coronavirus Disease 2019 (COVID-19)

About COVID-19

< Common symptoms and risk of developing severe >

Often, fevers or respiratory symptoms may persist for around one week, and many patients complain of strong fatigue.

Those infected often present only mild symptoms, which will heal in many cases. The severity of the novel coronavirus disease is not as great as infectious diseases with extremely high mortality rates, but it does have the higher risk than seasonal influenza. The risks of developing severe symptoms are particularly high among the elderly and patients with underlying diseases.

<The routes of transmission>

The routes of transmission are generally through droplets and contacts. It is not thought to be caused by airborne infections.

In addition, under certain circumstances, such as when talking to many people at a short distance in confined spaces, there is the risk of spreading the infection even without coughing or sneezing.

Precautions in daily life

- First of all, washing hand is important. Wash your hands frequently with soap or alcohol when you return home, before or after cooking, before eating, etc.
- When you have symptoms such as coughs and sneezes, please cover your mouth and nose. If you cover coughs and sneezes with your hands and touches objects around you with those hands, there is a chance of spreading virus via those objects, please observe the "coughing etiquette".
- Seniors and persons with chronic diseases are advised to take extra precaution and avoid visiting packed places and using public transportation as much as possible.

Do not go to office or school, especially if you have symptoms such as fever.

If you have cold symptoms such as fever, measure and record fever everyday.

Be careful if you have following symptoms

If you have any of the following symptoms, please consult with the consultation center for people with potential exposure to COVID-19:

- You have had cold symptoms or a fever of 37.5°C or over for four days or more.
(including when you need to continue to take an antipyretic)
- You have a strong feeling of weariness (fatigue) or shortness of breath (difficulty breathing).

* **Please also consult with the consultation center if you are a senior citizen or have an underlying disease, and you have had the symptoms mentioned above for about two days.**

If the consultation center suspects that you have been infected with the virus, it will introduce you to a medical institution where medical services for people with potential exposure to COVID-19 are available. Please visit the medical institution, wearing a facemask, and refrain from using public transportation.

The consultation centers for people with potential exposure to COVID-19 are set up in each prefecture.

For further information, please refer to the following URL or QR cord.(in Japanese)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html



Medical institutions offering assistance in foreign languages

You can find the medical institutions offering assistance in foreign languages on the following website.

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（けんたいかん）（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫（ひまつ）感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫（ひまつ）感染 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触（せっしょく）感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

事務連絡
令和2年 4月 6日

課・局長 各位

竹富町長 西大舛 高旬(印略)

竹富町職員の新型コロナウイルス感染症への対応について

報道等にてご承知のことと存じますが、新型コロナウイルスの県内感染者が増加しています。八重山管内では、感染者は、発生しておりませんが、4月3日には県庁職員の感染も確認され、県知事・県職員の一部が健康観察対象者となっております。また、竹富町教育委員会において、町内への感染拡大防止の観点から令和2年4月7日(火)から4月20日(月)まで小・中学校の臨時休校が決まりました。(石垣市も同様)このことに鑑み、竹富町職員・会計年度任用職員の対応について下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状がみられたら自宅で休養する。また、下記症状が見られた場合は、①、②を目安に「八重山保健所(感染が疑われる相談場合)82-4891」「相談コールセンター(一般的な問い合わせ)沖縄県098-866-2129・厚生労働省0120-565653」に相談すること。
 - ① 風邪の症状や37.5℃を超える発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
 - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※基礎疾患等がある場合は、上記状態が2日以上続く場合。

※上記の場合は、出勤はせず自宅療養し、その期間を病気休暇として取り扱う。
- 2 4月6日(月)以前に沖縄本島及び県外(海外を含む)に出張・旅行した職員・会計年度任用職員は、出勤を自粛し、郡内へ帰島後2週間の自宅待機とする。職員の同居家族等が、旅行した場合も同様とする。(3役、課長級、補佐級は、対象外とするが、出張等があった場合は、健康観察対象者とし、1日4回以上の体温チェックを必ず行うこととし、発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状がみられたら自宅で休養すること。)
※今後、概ね2週間は、郡外への出張は、控えることとする。
- 4 各所属長は、課員の出張や旅行等について、把握し、その都度総務課長へ報告すること。
- 5 小中学校等の臨時休校により、自宅で子の世話をを行う人がいない場合等でやむを得ず休んだ場合は、その期間を特別休暇(有給)として取り扱う。

事務連絡
令和2年3月26日

課・局長 各位

総務課長 新城 賢良

竹富町職員の新型コロナウイルス感染症への対応について

表記のことについて、春休みに入り観光客や人事異動による転入・転出者が増えることが予想されますので、引き続き、手洗いうがいの励行、咳エチケット等の実施をお願いいたします。

職員各位においては、毎朝の体温チェックを必ず行うようお願いいたします。37.5℃を超える発熱がある場合は、出勤はせず病気休暇を取得し、自宅待機をお願いいたします。発熱が続く場合は、下記関係機関へ相談し指示に従って下さい。

郡外への出張については、出来るだけ自粛し、電話やメール等での対応をお願いいたします。
やむを得ず出張した場合は、体温チェックの徹底をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- ・沖縄県:098-866-2129(24時間対応)
- ・厚生労働省:0120-565-563(9時~21時:土日祝日も対応)
- ・沖縄県八重山保健所:0980-82-4891

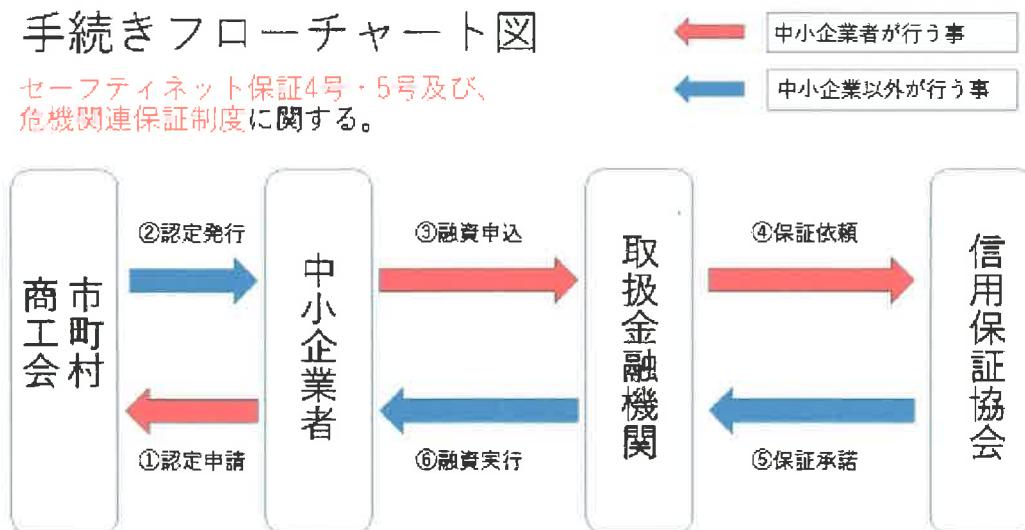
コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者みなさまへ！

現在、経済産業省より、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動しております。

これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる 100%保証が利用可能となりますので、経済産業省、竹富町のホームページ等をご確認下さい。

経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

※保証制度：セーフティネット保証4号・5号及び、危機関連保証制度。



詳しくは、下記に問い合わせいただきますよう、よろしくお願ひ致します。

- ・沖縄県信用保証協会 保証第一課・保証第二課 Tel : 098-863-5300
- ・取扱い金融機関
- ・竹富町商工会 Tel : 0980-82-5616
- ・竹富町役場 政策推進課 Tel : 0980-83-0507

